

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方への市の主な支援・相談窓口等の情報



- *各支援を受けるための条件、必要書類など詳しくは、各問い合わせ先にご確認ください。上記の二次元コードで市ホームページからもご覧いただけます
- *特に記載のない場合、時午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）
- *下記のほか、国や県が実施している融資制度等の支援が受けられる場合があります。詳しくは各ホームページなどをご確認ください

感染が疑われる場合の相談

少なくとも次の①～③のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(けん怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある ②重症化しやすい方(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)などの基礎疾患がある方や高齢者、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)で、発熱やせきなどの比較的軽いかぜの症状がある ③上記以外の方で発熱やせきなど比較的軽いかぜの症状が続く(症状が4日以上続く場合はご相談ください)

問越谷市帰国者・接触者相談センター ☎940-5153、埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ☎0570-783-770(毎日、24時間)、厚生労働省の相談窓口 ☎0120-565653(毎日、午前9時～午後9時)

税金、保険料の減免、徴収猶予等

●徴収猶予の特例制度
収入の減少(おおむね2割以上)により、市税・国民健康保険税の納付が困難な方は、申請により徴収猶予の特例制度を受けられる場合があります。猶予が認められると最長で1年間納付が猶予されます。担保は必要なく猶予期間中は延滞金もかかりません。なお、特例制度の要件を満たさない方でも、従来の猶予制度が利用できる場合があります。**〈特例適用範囲〉** 2月1日～令和3年(2021年)1月31日納期限分**〈申請方法〉** 2月1日～6月30日納期

限分は6月30日(火)まで。7月1日納期限分以降は各納期限までに郵送で下記へ。申請書は市ホームページで印刷できます

- 問収納課 ☎963-9142
- 国民健康保険税の減免**
〈対象世帯および減免割合〉▷主たる生計維持者が死亡または重とくなく傷病を負った世帯…全額▷事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という)の減収が見込まれ、次の①～③に該当する世帯…2割～全額。①主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが前年の事業収入等の3割以上減少する見込みであること ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること ③減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること**〈申請方法〉** 6月中旬から郵送で下記へ。申請書は6月12日(金)から市ホームページで印刷できます
問国民健康保険課 ☎963-9335(6月15日(月)～7月31日(金))
- 後期高齢者医療保険料の減免**
主たる生計維持者が死亡・重とくなく傷病を負った方、または主たる生計維持者の事業収入、給与収入等の減少が見込まれる方に対し、申請に基づき後期高齢者医療保険料を減免します。**〈申請方法〉** 7月中旬から郵送で下記へ。申請書は7月上旬から市ホームページで印刷できます
問国民健康保険課(後期高齢者医療担当) ☎963-9170
- 介護保険料の減免**
〈対象者および減免割合〉▷主たる生計維持者が死亡または重とくなく傷病を負った被保険者…全額▷事業収入、不動産収入、山林収入または給

与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれ、次の①・②に該当する被保険者…前年の合計所得金額の区分に応じ原則10割または8割減免。①主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが前年の事業収入等の3割以上減少する見込みであること ②減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
〈申請方法〉 6月中旬から郵送で下記へ。申請書は6月12日(金)から市ホームページで印刷できます
問介護保険課 ☎963-9168

生活再建資金・事業者支援

- 生活福祉資金貸付(緊急小口資金等の特例貸付)**
問越谷市社会福祉協議会生活支援課 ☎048-966-2251、個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999(毎日、午前9時～午後9時)
- 住居確保給付金**
離職や休業等に伴う収入減少により、住まい(賃借)を喪失または喪失するおそれが生じている方に、原則3カ月間、家賃助成金を支給します。
*支給要件・上限額があります。また、世帯人数によって異なります
問生活自立相談「よりそい」 ☎963-9212(午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く))
- 傷病手当金**
〈国民健康保険・後期高齢者医療保険加入の方〉 感染するなどして4日以上連続して会社を休まざるをえなくなり、その間の給与の支払いを受けられなかった方に、申請により傷病手当金を支給します
〈支給額〉 直近3カ月の1日当たりの給与の3分の2
問国民健康保険課給付担当 ☎963-9154、国民健康保険課後期高齢者医療担当 ☎963-9170
- 中小企業者への金融支援**
県では、売上が減少している中小企業者向けに経営安定資金などの制度融資を設けています。制度融資を利用する場合、市の認定書が必要です。**(埼玉県制度融資の相談窓口)** 問越谷商工会議所 ☎966-6111
(セーフティネット保証および危機関連保証の認定) 問産業支援課 ☎967-4680

●雇用調整助成金

事業者に対し、労働者の休暇取得、雇用維持、テレワーク導入支援などの支援を行っています。
(小学校休業等対応助成金) 問小学校休業等対応助成金コールセンター ☎0120-60-3999(毎日、午前9時～午後9時)
(雇用調整助成金(特例措置)) 問ハローワーク越谷 ☎969-8609
(テレワークに関する支援) 問テレワーク相談センター ☎0120-91-6479(午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く))

子育て支援等

- 保育施設の保育料の軽減(3月分～6月分)**
3月分～6月分の保育料について、利用日数に応じた日割計算を行います。手続き等詳しくは各施設や市ホームページをご覧ください。
問子ども育成課 ☎963-9167
- 学童保育室の保育料の軽減**
学童保育室の利用自粛および臨時休室の対応として、利用日数に応じた日割り計算を行い、保育料を軽減します。
問青少年課 ☎963-9158
- 公立保育所の給食費の軽減**
公立保育所給食実費徴収金について、4月分～6月分については月額に対する日割り計算での実費徴収(現金)払いとします。
問子ども育成課 ☎963-9197

その他の支援等

- 障がい者に対する有料道路通行料金の割引措置**
〈対象者〉 有効期限が3月1日(日)～7月31日(金)の方
*手帳提示による通行時には、特例措置の対象であることを申し出て割引が受けられます。ETC利用については、通常どおり通行してください
〈7月31日(金)までの間の新規・変更・更新手続き〉 障害福祉課から送付する申請書に、障害者手帳、車検証、免許証(2種の方のみ)、ETC利用の方はETC車載器の管理番号がわかるものとETCカードの写しを添えて郵送で下記へ
問障害福祉課 ☎963-9164

新型コロナウイルス感染症緊急雇用対策として

会計年度任用職員を募集します

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、採用の内定を取り消された方や雇用主側の事情で解雇された方を対象に、会計年度任用職員を募集します。

募集職種	事務
報酬(時給)	1,009円
募集人数	20人程度
任用期間	採用日から最長で令和3年(2021年)3月31日まで *業務内容によって任用期間は異なります
申込み	写真を貼った市販の履歴書に必要事項を記入し、本人が直接人事課へお持ちください。郵送での受け付けはできません

問人事課(本庁舎2階) ☎963-9132

6月議会が開かれています

6月定例会が6月1日から市役所議場で開かれています。日程は次のとおりです。

5日	常任委員会
4日	議案調査のため休会
3日	市長提出議案の質疑
2日	議長提出議案の質疑
1日	開会
6月1日	開会
2日	市長提出議案の説明
3日	議長提出議案の説明
4日	議長提出議案の質疑
5日	議案調査のため休会
6日	閉会
7日	休日のため休会
8日	休日のため休会
9日	常任委員会
10日	常任委員会予備
11日	議案の討論・採決
12日	質問調整のため休会
13日	休日のため休会
14日	休日のため休会
15日	休日のため休会
16日	休日のため休会
17日	休日のため休会
18日	休日のため休会
19日	休日のため休会

臨時議会が開かれました

4月27日、市役所議場で臨時議会が開かれ、市長提出5議案が原案のとおり可決されました。

詳しくは市議会ホームページをご覧ください。

問議案について：法務課 ☎963-9130、議会について：議会事務局 ☎963-9131